

■森林境界明確化について

No	分類	質問	回答
1	森林境界明確化について	広葉樹林も森林境界明確化の対象ですか？	対象となります。
2		所有地の面積を登記簿や課税台帳の面積と比較したいのですが教えてもらうことは可能ですか？	参考値としてお伝えすることは可能です。今後の森林境界報告会で説明員にお尋ねください。 また、本事業は登記上の面積や固定資産税に影響を与えるものでは無いため、カルテ等に面積の掲載は行わない方針です。
3		森林境界を明確にするということは、「所有している森林の整備をする場合に行政または森林組合等の委託先から連絡が来る」程度の認識で問題ないでしょうか？	その認識で問題ございません。
4		説明資料の「5.今後の流れ」で現地確認が予定されていますが、参加する必要はありますか？	現地確認は行政側のみでの実施を予定しているため、現時点では森林所有者様の参加は予定しておりません。
5		所有している森林のうち、間伐等で森林組合が把握している範囲の情報は教えてもらえますか？	お伝えすることは可能です。 また、森林境界案は、森林組合で管理している施業図等も反映しながら検討を進めております。
6		最終的に、対象地区全体の森林境界が書かれた大きい図面はもらえないでしょうか？	森林境界や所有者様の情報等が記載された対象地区全体の大判図面は高島市及び森林組合で保管いたしますので、確認されたい場合はお問い合わせください。 各個人様へはお持ちの山林ごとに、森林境界(案)を示したカルテを送付いたします。

■森林経営管理の委託について

No	分類	質問	回答
7	森林経営管理の委託について	広葉樹林も森林整備を進めていく予定ですか？	現時点では主に人工林(スギ・ヒノキ)の施業を予定しております。 広葉樹林についても活用方法の研究を始めており、時期は未定ですが今後提案できることがあればさせていただきたいと考えております。
8		当地区の皆伐は琵琶湖に影響を及ぼす可能性があると思うのですが、皆伐を行う予定はありますか？	当地区において、皆伐の予定はございません。
9		行政に管理を委託する場合はどのような管理をされる予定ですか？	詳細は確定しておりませんが、森林経営管理制度を用いて施業範囲を集約化し、事業体に委託する予定です。森林組合を中心と本事業で確定した森林境界案や急傾斜、河川沿いなどの条件を考慮した優先順位を定めて管理計画を検討していく予定です。
10		森林境界案が決まることによって、行政に委託した場合でも所有する森林の管理に個人負担が発生することはあるですか？	放置のままでは災害につながる場合等、森林の状況によっては個人負担をお願いする場合がございます。 (森林組合の事業として実施する森林整備につきましては所有者負担は発生しません。)
11		森林境界明確化後の森林整備については、各森林所有者ごとの調整になりますか？	その通りです。今後の森林整備については個別契約が必要となるため、この事業が終わった後に、調整させていただきます。

■その他の質問について

No	分類	質問	回答
12	その他	今回の説明会に来れない方への対応はどうされますか？	高島市のホームページに説明会の動画等を掲載いたしますので、そちらから本事業の内容をご確認いただけるようにしております。 送付した案内資料(「所有森林の境界の明確化」説明会の御案内)にURLやQRコードを記載しております。 また、案内文に同封しております「森林境界確認に関する委任状」を郵送で提出していただいている方もいらっしゃいます。 住所がわからない方や連絡がついていない方については、引き続きアプローチや確認を続けていきます。
13		次回以降の日程について。	次回以降の森林境界案報告会の日程等は、決まり次第郵送等でご連絡させていただきます。